

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
職 種	就職活動支援員
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、生徒の就職を受け入れる事業所を開拓するとともに、生徒に対するきめ細やかな就職相談を行う業務。具体的には主として、次の業務を行う。 ・職業安定所等と連携した就職先事業所の開拓業務 ・就職相談に関する業務 ・面接指導等の就職指導に関する業務 ・その他
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1 日 3 時間、任用期間中の総勤務日数は 100 日未満とし、勤務日及び勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：日額 7,046 円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

電子メールによる応募（来校による応募も可）

応募書類を送付いたしますので、下記メールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：niith-ad@esnet.ed.jp 新居浜工業高等学校 宛